

オーナー商法（預託等取引）原則禁止！

「オーナー商法」とは、高い配当をうたって物品などを買わせて資金を集める手口です。業者の経営破たんにより多数の被害が生じる事件が過去にいくつもありました。このため令和3年7月に預託等取引に関する法律が改正され、令和4年6月1日以降、商品の販売を伴う預託等取引は原則禁止されました。

1985年 豊田商事事件

「金の現物を買ってオーナーになり会社に預ければ高い利子を払う」と言い、代金だけを集めて現物を渡さない。被害者数約2.9万人、被害総額は約2,000億円。

2011年 安愚楽牧場事件

「繁殖母牛に出資すれば毎年生まれる子牛の売却代金で多額のリターンが望める」という触れ込みで出資者を募った。被害者数約7.3万人、被害総額は約4,200億円。

2018年 ジャパンライフ事件

「商品をレンタルすることで年6%の高い配当が得られる」と勧誘し、磁気を埋め込んだ治療器（ベスト）等を消費者に買わせレンタルオーナーにならう。被害者延べ約1万人、被害総額は2,000億円超え。

オーナー商法（預託取引）は、購入した商品を預けているため購入者は商品を確認できず、実際にレンタルされているかどうかも分かりません。また、他の購入者が支払った代金から配当金と称してお金を支払う自転車操業になります。

トラブルに遭わないために！

- オーナー商法（預託取引）は原則禁止！（消費者庁の手続きを経て確認を受けたものを除く）少しでも不審な点があればきっぱり断りましょう。
- 「必ずもうかる」「楽して稼げる」など、うまい話には注意しましょう。
万一契約してしまっても、令和4年6月1日以降、消費者庁の確認を受けないで締結した契約は無効です。困ったら消費生活センターにご相談ください。